

令和5年2月10日

## 質問状

1 貴殿は、令和5年舞鶴市議会12月定例会第4日(令和5年12月12日)において、「第92号議案 指定管理者の指定について(舞鶴市西市民プラザ)」について質問されました。その質問の発端となった理由として、貴殿は、ある若者(男性)のメッセージを紹介されました。そのメッセージの内容は、「その若者はNPO法人まちづくりサポートクラブの理事の支援を受けて西市民プラザの活動が継続できた。次期指定管理者がNPO法人まちづくりサポートクラブでなければ、ダンスや軽音などの活動ができなくなる。」というものでした。

しかし、公営施設において、指定管理者が変わることで、特定の若者や団体の活動が阻害される事はありません。万一そのような事態が生じるとすれば、逆に、NPO法人まちづくりサポートクラブの理事は、何かしらの目的で、この若者もしくは団体に特別なサービスを提供もしくは特別扱いしているからです(仮に、その若者が実在するとすれば、その若者はこれらの事情を知らない、もしくは誤解して

いるだけでしょう。)

にもかかわらず、貴殿のこの「若者のメッセージ」の紹介により、次期指定管理者候補であった当財団があたかも「若者を排除している団体」かのように解釈され、結果として本定例会において、当財団が指定管理者候補となっていた「第92号議案 指定管理者の指定について(舞鶴市西市民プラザ)」は否決されました。

つきましては、貴殿の議会発言について以下を質問しますので、令和6年2月20日までに文書にて回答をお願い致します。尚、公的施設の指定管理者の指定手続きは、情報を公開の上、公平公正に進められるべきものであると考えますので、本書面及び貴殿からの回答は、全て公開(マスメディア等)させていただきます(但し、仮にその若者が実在し、未成年もしくは個人情報公開を望まないのであれば、その若者の名誉・プライバシーには十分配慮します。)

## 2 貴殿の議会発言についての質問

質問(1) 議会で紹介された「若者のメッセージ」は、誰がいつ、どのような状況で

貴殿に伝えたのか、状況を詳しくご回答ください。個人が特定できる情報など、詳細が伝えられないということであれば、メッセージの真偽が問われることになることをご理解ください。

質問(2) 貴殿にメッセージを託した若者は、指定管理者選定経緯や当財団の情報を正確に把握していたのでしょうか？また、貴殿は、市議会議員として中立的な立場で若者に説明をされたのでしょうか？NPO 法人まちづくりサポートクラブが指定管理者でなければ、若者に不利益が発生するような誤った情報提供もしくは誤認があったのではないかと危惧します。

質問(3) 貴殿は、「次期指定管理者がNPO 法人まちづくりサポートクラブでなければ、若者のダンスや軽音などの活動ができなくなる、もしくは、疎外される」と、お考えなののでしょうか？もし、そのように考えておられる場合は、指定管理者が他団体もしくは市営になった場合に、若者のダンスや軽音などの活動が西市民プラザでできなくなる合理的な理由をお

示してください。

質問(4) 貴殿の質問の目的が、NPO法人まちづくりサポートクラブの理事が、この若者もしくは団体に何か特別なサービスを提供もしくは特別扱いしており、それを継続させることで、指定管理者が変ることを阻止する意図であれば、特定の若者や団体の活動に利益誘導を試みていると、市民は考えますが、貴殿の見解を回答ください。

質問(5) 上記の通り、貴殿が、この「若者のメッセージ」を議会で紹介される合理的な理由は現状では見当たりません。当財団が指定管理者として指定された場合、貴殿にとって何か不都合がある、もしくは、不都合がある者から質問を依頼されたものと想像できます。この「若者のメッセージ」の紹介は、このような目的の印象操作ではないでしょうか？ 貴殿の見解をお示してください。

以上

令和6年2月10日

〒624-0937 京都府舞鶴市字西96  
一般財団法人有本積善社  
代表理事 有本圭志

〒624-0841  
京都府舞鶴市字引土 70-4  
舞鶴市議会議員 山本治兵衛様